

一般会計等財務書類注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産…取得原価
- ② 無形固定資産…取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券…償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの…取得原価または償却原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの…出資金額

ただし、②のイ及び③のイのうち実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	14年～50年
工作物	3年～80年
物品	2年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
短期貸付金及び長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額（全職員が年度末に自己都合退職するものと仮定した場合の退職手当の額）を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

令和2年度決算財務書類では、令和3年6月に支給予定の期末手当及び勤勉手当等の見込額のうち、令和2年12月1日～令和3年3月31日の4ヶ月分（6分の4）に相当する額を計上します。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（神奈川県公金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

備品、動物については、購入価額が50万円（美術品・標本等は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

借用物品については、リース資産に該当するもの（所有権移転ファイナンス・リース取引によるもの）を計上しています。

② ソフトウェアの計上基準

委託料によるオリジナルシステムの新規開発、パッケージシステムのカスタマイズや既存システムの改修のうち、将来の費用削減が確実であるものを資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

予定価格が100万円以下（建物は棟あたり）の修理、改良、改修等の工事については修繕費として扱います。予定価格が100万円を超える場合は、資産価値を高めるものや耐久性を増すものを資本的支出、それ以外を修繕費として扱います。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、次のとおりです。

損失補償等に係る債務負担行為のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定対象となったもの、及び地方道路公社、地方独立行政法人の負債額を記載しています。

そのうち将来負担比率の算定に含めた将来負担額を損失補償等引当金として貸借対照表に計上し、引当金計上額を除く損失補償債務等額は、偶発債務として表に記載しています。

団体等	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	偶発債務（引当金計上額を除く損失補償債務等額）	
(一財) 神奈川県厚生福利振興会	—	69 百万円	622 百万円	691 百万円
(公社) 神奈川県農業公社	—	40 百万円	17 百万円	56 百万円
(地独) 神奈川県立病院機構	—	6,340 百万円	—	6,340 百万円
(福) 神奈川県社会福祉協議会	—	283 百万円	2,549 百万円	2,832 百万円
(公財) 神奈川産業振興センター	—	43 百万円	386 百万円	429 百万円
神奈川県道路公社	—	—	1,060 百万円	1,060 百万円
三菱倉庫(株)	—	832 百万円	7,491 百万円	8,324 百万円
計	—	7,608 百万円	12,125 百万円	19,733 百万円

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計、市町村自治振興事業会計、公債管理特別会計、公営競技収益配分金等管理会計、地方消費税清算会計、災害救助基金会計、恩賜記念林業振興資金会計、林業改善資金会計、水源環境保全・再生事業会計、沿岸漁業改善資金会計、介護保険財政安定化基金会計、母子父子寡婦福祉資金会計、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計、中小企業資金会計、県営住宅事業会計
- ② 一般会計等の対象範囲のうち、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計については、普通会計の対象範囲には含まれません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 3 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.8%	104.8%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の令和 3 年度以降の支出予定額（令和 3 年度当初予算）

区分	金額
利子補給等に係る債務負担行為	5,750 百万円
P F I により整備した施設等に係る債務負担行為	102,973 百万円
P F I により整備した施設	78,407 百万円
その他（リース方式による施設等）	24,566 百万円
合計	108,723 百万円

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額（令和 2 年度から令和 3 年度への繰越額）

区分	金額
継続費通次繰越額	4,785 百万円
一般会計	4,785 百万円
繰越明許費繰越額	229,648 百万円
一般会計	226,229 百万円
市町村自治振興事業会計	2,515 百万円
水源環境保全・再生事業会計	82 百万円
県営住宅事業会計	822 百万円
事故繰越繰越額	7,767 百万円
一般会計	7,726 百万円
水源環境保全・再生事業会計	41 百万円
合計	242,200 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

- ・普通財産のうち活用が図られていない資産
- ・庁内において売却方針である資産

イ 内訳

区分	金額
事業用資産	16,370 百万円
土地	16,370 百万円

② 減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 2,378,330 百万円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

区分	金額
標準財政規模	1,326,342 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	177,345 百万円
将来負担額	4,570,432 百万円
充当可能基金額	903,767 百万円
特定財源見込額	83,608 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	2,378,330 百万円

⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 2 百万円

⑥ 建物のうち 33,039 百万円（減価償却累計額 5,151 百万円）、工作物のうち 2,810 百万円（減価償却累計額 268 百万円）、及び物品のうち 317 百万円（減価償却累計額 75 百万円）は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

⑦ 政令に基づき県が管理している国道や一級河川等は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア 政令に基づき県が管理している国道

区分	金額	減価償却累計額
土地	17,382 百万円	

イ 政令に基づき県が管理している一級河川等

区分	金額	減価償却累計額
土地	166,562 百万円	
物権	100 百万円	

(3) 行政コスト及び純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

区分	金額
支払利息支出を除く業務活動収支	318,239 百万円
基金積立金支出及び基金取崩収入を除く投資活動収支	△28,281 百万円
合計（基礎的財政収支）	289,958 百万円

② 既存の決算情報との関連性

区分	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計及び特別会計）	4,634,104 百万円	4,392,051 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	△724,972 百万円	△697,029 百万円
会計相互間の内部取引（相殺消去額）	△687,609 百万円	△687,609 百万円
資金収支計算書（一般会計等） ※「収入（歳入）」には前年度末資金残高（繰越金に相当）を含む	3,221,523 百万円	3,007,413 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は一般会計及び特別会計を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」（国民健康保険事業会計を除く）を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は国民健康保険事業会計分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と行政コスト及び純資産変動計算書の本年度差額との差額の
内訳

区分	金額
資金収支計算書の業務活動収支	285,446 百万円
投資活動収支の国等補助金収入	33,062 百万円
未収債権、未払債務等の増減	3,919 百万円
減価償却費	△102,126 百万円
賞与等引当金繰入額	△35,153 百万円
賞与等引当金取崩額（充当）	34,725 百万円
退職手当引当金繰入額	△26,224 百万円
退職手当引当金取崩額（充当）	36,998 百万円
徴収不能引当金繰入額	△1,100 百万円
徴収不能引当金取崩額	13 百万円
投資損失引当金繰入額	△8 百万円
投資損失引当金取崩額	4,542 百万円
損失補償等引当金取崩額	6,481 百万円
資産売却益	764 百万円
資産除売却損	△341 百万円
臨時利益（その他）	71 百万円
臨時損失（その他）	△5,242 百万円
行政コスト及び純資産変動計算書の 本年度差額	235,827 百万円

④ 重要な非資金取引

区分	金額	資産、負債の増減
投資損失引当金の減額（地方独立行政法人神奈川県立病院機構）	4,521 百万円	資産の増
損失補償等引当金の減額（地方独立行政法人神奈川県立病院機構）	△3,567 百万円	負債の減
損失補償等引当金の減額（神奈川県住宅供給公社）	△2,851 百万円	負債の減